

【上市田】令和8年7月30日

番号	担当課	項目	分類	質問・意見の要旨　／　◆アンケート	回答などの要旨
	建設課	かわまちづくり事業	質問	国スポの関係で、国スポが終了した後、MIZBEステーションはどのような活用をする予定でいるのか。	国スポが開催されるMIZBEステーションの国道側は、河川防災ステーションとして、国が防災資材を整備します。また、南側の河川合流地点にはヘリポートが整備され、救急用や災害用、観光用として使われる予定です。一方、天竜川側は賑わいの拠点として、公園化のほかに道の駅のような建物を作る計画です。公園部分については、オートキャンプ場やスケートボードパークにするなど様々な意見が出ていますが、現時点で使用用途は決定しておらず、まずは国スポに向けて整備を進めている状況です。
	建設課	河川の維持管理	質問	河川清掃がR8年度から町主催から地域団体等の主催に変更されたが、大島川等一級河川を所管する県河川課の「河川愛護活動支援事業」との関係はあるのか。あるとすれば県と町と地域団体との責任や立場はどのようなものか。 また、「高森町河川清掃報奨金交付要綱」、「高森町河川清掃補助金交付要綱」における「報奨金」及び「補助金」の算出根拠は何か。また資金の原資は何か。 上市田が担当する大島川等一級河川は県の管轄であり、地域住民団体が行う草刈作業は県に登録すれば「河川愛護活動支援事業」の支援が受けられるが、町は登録をしているか、又は各自治会等にその旨の説明を行っているか。	県との関係性については、町が行っていた河川清掃も県の事業としてやっていたわけではなく、町で実施していたため、県で行っている「河川愛護活動支援事業」の届け出等については、これまでもやっておりませんし、今年もそういったご案内はしておりません。そのため、報奨金と補助金の原資についても町の一般財源を原資としています。
	建設課	河川の維持管理	質問	産業課が公表している「令和8年度の農作業労賃機械作業料金」では、1時間当たりの一般作業労賃：1,061円/（長野県最低賃金でもある。今日の信濃毎日新聞で10月に56円値上げ記事掲載）、刈り払い機草刈作業労賃（燃料込）：2,500円（貸付料金は半額）となっている。 一方、河川清掃報奨金は作業する人は1時間 1,000円/人で県の最低賃金も下回り、河川清掃補助は刈り払い機で作業する人は+500円/人と大きく乖離している。 まちづくり基本条例第4条の基本原則では、町、議会、町民が「協働」して進めるとしており関係者がWin-Winでなければならないのに、地域住民は自己負担が大きく、住民の関係がWin-Lose の関係となり公平な協働活動ではないので制度設計を見直すべきではないか。	補助金と報奨金の算出根拠について、報奨金の1000円はこれまでお渡ししていた活気アップ商品券の金額を参考にし、区長会で話し合いをして金額を決めています。また、刈払い機での作業などの金額についても、区長会でお諮りをして決定しました。
	建設課	河川の維持管理	意見	県に登録し「河川愛護活動支援事業」の保険金補助等の支援が受けられるのであれば、本事業について各自治会等に説明をするべきである。	大島川以外の河川も県管理の河川というのがほとんどです。河川愛護団体という登録をすれば、県の方から多少なりとも補助はもらえるかもしれませんが、町としては、これまで以上に県の河川維持事業を実施してもらうために、県管理の河川であっても、多額の町費を投じて浚渫作業や支障木伐採等を今後5ヶ年計画で行っていくこととしています。
	総務課	CATV	意見	ケーブルテレビ条例第14条では、「町長は特に必要があると認めるときは、第9条の使用開始金及び第10条の使用料の全部又は一部を免除することができます。」と規定されています。しかし、減免対象や審査基準等は条例や規則に示されていません。 また、行政の公平性、透明性を図り、国民の権利利益の保護を目的に平成5年に制定された行政手続法に基づき、平成8年に同様の目的で高森町行政手続条例が制定され、本条例第6条では、許認可等の申請の審査基準を具体的に定め、窓口に備え付けるなどして公にすることが定められています。 これについて説明を求めたところ窓口では分からないとの回答で、7月23日付けで町長名の公文書で「申請があった場合は、その申請ごとに内容を精査し、適否を判断します。」との回答がありました。 また、現在まで減免申請はないとの口頭の回答もありましたが、審査基準等が示されていないので、申請しようもありません。 まさに、町長の胸三寸、腹次第で決定されるという公平・透明性に欠ける行政手続法が施行される以前の前近代的な回答であり、町は規則や高森町行政手続条例第6条の「審査基準」で示すべきではないか。 豊丘村では情報通信事業の実施に関する規則で示している。高森町も規則や高森町行政手続き条例6条の審査基準を示す中でも示すべきではないか。	条例や規則において、減免規定や審査基準がきちんと定められていないということについては、お詫び申し上げます。ご指摘をいただいた後、条例を確認しましたが、確かに諸々不備があることは間違いありません。 何かあった場合については、町長の判断に委ねるとするのは委任事項として書かれている部分になってくると思います。他のことについても、条例に書かれてないようなことが発生すれば最終的には町長の判断ということになります。 審査基準を示すべきということですが、これはこの条例に限らず、という御指摘だと思っています。条例改正されても規則がないであったり、規則が改正されていないという御指摘もいただいており、全ての条例と規則を見直している真っ最中ですのできちんとしたものになるように努めてまいりたいと思います。

	総務課	CATV	意見	7月5日にケーブルテレビを解約し、使用料の減免について申請したところ、7月17日付けで町長名の公文書で「日割りした使用料で請求させていただく」との回答をいただきました。 当初窓口では「解約月の使用料は全額いただく」との説明でしたが、当方の指摘を基に弁護士と相談した結果、日割り計算になったとの説明でした。 既に解約し、全額支払った方はどうなるのか聞いたところ、わかる範囲で調査し、差額を還付するとの回答でした。 公金の過大徴収の差額を還付するのであれば、事実を広報等で公にして、町民からの申し出も受け付けるのが筋だと考えるがいかがか。	基本的に、加入月はいただく解約月はいただくという運用で今までできています。解約した場合は1日でもかかれば全額いただくという運用をしてきましたが、あくまでそれは運用であり、条例上書かれていないことでした。そのため、民法の定める範囲を遡って、その間に解約された皆さん全員に、この部分について日割りでお返しをするための手続きを現在進めています。 該当になる方については町から通知をさせていただきます。また、この件については8月の議会全員協議会で公表してまいります。
	産業課	農業振興	意見	現在の農業委員が法律に基づき提出した意見書の「耕作放棄地発生防止・解消対策の地域農政のあり方」の中で、第23期意見書で要望した「地域農政団体の原状と将来計画に対する実態調査」が未だ実施されていないとして、強く実施を要望しています。これは第22期から続く課題で6年余り放置していることになります。 町には6町歩程の耕作放棄地があり、上市田では下市田区や牛牧区も含め4町歩ほどを「地域農政団体上市田そばをつくらまい会」で請け負っていますが、本会も会を牽引してきた役員の高齢化や専従農家の減少により、先行きが見通せなくなっています。他の地区でも高齢化等により解散したりしている状況もあり、町の耕作放棄地対策を担ってきた地域農政団体の調査をするべきと考えますがいかがか。	産業課の人員も増やしてきており、営農支援センターに農業関係の業務を集中させたり、それ以外のいわゆる遊休荒廃地が増えないような取り組みにも力を入れて取り組んでいますが、ご指摘いただいた地域農政の皆さんの実態調査についてまだ手がついていないということは本当に申し訳ない限りです。早急にどういう形であれきちんと回答を出せるように準備を進めてまいります。
	産業課	商工業振興	意見	地元の愛知県一宮では、スーパーが地域貢献という形で移動販売車のようなものを出して、お年寄りも自分で選んで買い物ができるような仕組みがあった。そういうことができればお年寄りも多少元気になっていくと思う。	豊丘村の道の駅にあるパルムというスーパーでは、移動販売車ではないが送迎といったサービスを実施しています。 下市田にあるパースにそういったサービスができないか打診したことがありますが、人材不足という課題があるようです。また、送迎の懸念点として事故が起きた場合の問題もあります。移動販売車をやるにしても実施するまでに関わる人の確保が難しいという点と、送迎に関しては安全面の管理という点で実施に至ることが難しいということです。 そういった地域課題の解決に動いていただける方を町は応援させていただきため、ぜひご提案いただきたいところです。
	総務課	消防・防災	意見	飯田市では、品川区と「結い保険」という形で交流を実施しており、品川区で災害が起きた時に宿泊施設の提供や、平時には抽選で飯田市の特産品送付や農業体験を受け入れるというものがある。高森町もやってみてはどうか。	飯田市と品川区では昔からの提携の中で実施しているものとして認識しています。 高森町でも災害応援協定を結んでいる自治体はいくつかありますが、相手方の自治体に災害時の受け入れをできるほどの大型宿泊施設がないというのが現状です。大都市との災害応援協定を結ぶ場合には、相手方が被災した場合に高森町が提供できる資源、受け入れられる施設があるかという難しい部分があります。 ご意見を参考としつつ、高森町として有効な自治体連携を進めてまいります。
	産業課	関係人口づくり	意見	今年の国勢調査で、日本の人口が1億2万人を割ったというニュースを見た。東京に日本の人口の3割がいるという話も聞いた。リニアができるということで、明るい方向にしているように思うが、若い人は特に稼げる方へ行ってしまうと思う。若者の流出を止めることは難しいと思うため、遊休荒廃地を区画分けして家庭菜園として農家ではない方に貸し出すことも良いと思う。そのように、現状あるものを活用して町の活気につなげていくのがいいのではないか。	都市部の皆さんが家庭菜園や農業に取り組むことを生きがいを感じていただける部分もあると思います。実際に菜園を区切ったの貸し出しを町でも実施していますが、先ほどのご意見でもあった農耕作者が高齢化してきているということであれば、もう少し検討していかなければならないと思います。 若い人が都市部に行くという可能性もあるが、今の高森町の取り組みとしては、例えば東京に行ったとしても高森町が大好きだということで東京でPRしてもらうように考えています。東京の千代田区とは協定の中で、高森町のPRをお願いしており、区役所内に高森町のポスターを貼ってもらって高森町をPRしてもらっています。 そのように高森町を知ってもらう取り組みを実施して、関係人口の創出に取り組んでいます。
	総務課	防犯対策	質問	昨年の記録にも載っているが、ある住民の騒音が上市田の一番困っていること。 昨年に警察に呼び掛けていくであったり、福祉の面からも対応していくということで話が合ったが、これまでの1年間の対応を教えてください。	昨年10月に若い方への誹謗中傷があったケースを受けて、地域包括支援センターにつないだ事案がありました。 また、多方面からご本人にもお願いはしています。警察への呼びかけも引き続き実施していますが、被害届がないと動けないという回答は変わりません。 起きてはならないが、何か起きてからであれば警察としても介入がしやすく進めていけるという状況のようです。 これからも上市田区との協議は継続していき、何かあれば町に連絡をいただき対応していきたいと思います。
	総務課	防犯対策	質問	騒音については、何か起きてからでは怖いという点で迷惑防止条例という形で条例を制定して、違反したからどうこうという形はできないのか。	現状、高森町に迷惑防止条例がありません。被害届を出すにしてもその後の手続きや、場合によっては裁判になった場合に負担が大きいのということもあります。また、被害届を出したということで個人が特定された後に何かされるのではないかと不安もあり、個人で出すことが出来ていない状況と認識しています。 本件に対応するためだけに条例を制定するというのは町でも実施しづらい部分もあります。議会でも検討いただいて判断していきたいと思います。
	総務課	消防・防災	質問	先日起きた熊本の震災について、熊本の高森町と災害応援協定を結んでいる部分で、何か町としての対応はあったのか。	熊本の高森町だけの状況で言えば、ほとんど被害はないという話を聞いています。そのため、熊本の高森町に何か支援を送ることはしていませんが、熊本県内の復興に向けて支援に必要なものがあれば送らせてもらうということで話をしています。 ※長野県と県内市町村の災害の枠組み「チーム長野」により、9月に高森町から宇城市へ2名の職員を派遣し、災害支援にあたりました。
	産業課	農地の保全と活用	アンケート	県外者の放置畑の処理について、例えば立木の処理や隣の畑に対する草刈処理について、毎年意見を出しているのか。	農業委員会による農地パトロール等により、管内農地の利用状況、遊休農地や耕作耕作放棄地の発生や解消に努めています。所有する農地の維持管理は、所有者が管理することが原則です。現状、放置畑の立木草刈り処理について毎年通知は出していませんが、農業委員会や営農支援センターに照会があった際は対応しています。